

農山漁村地域への誘客拡大に向けた「自然体験」・「食」・「泊」を組み合わせた
滞在型観光促進事業（評価型モニターツアー開催）業務委託仕様書

1 目的

県内の農山漁村地域には、地域資源を活用した「自然体験」や「食」、「泊」など多様なコンテンツがあるものの、市町を越えた広域的な周遊体制が整備されていないことや、自然体験プログラム等の質や量が不足していることなどから、旅行者の滞在時間が短い傾向があり、結果として農山漁村地域の魅力を伝えきれていない現状があります。

一方で、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、都市部の若者を中心に地方への関心や、農山漁村地域への旅行ニーズが高まっています。また、県南部地域の複合集客施設や宿泊特化型施設の開業や、新たな観光トレンド（近場での教育旅行、滞在型観光のニーズの高まりなど）により、農山漁村地域に新たな人の流れを生む機運が醸成されつつあります。

これを好機と捉え、農山漁村地域に人を呼び込み活性化するため、新型コロナウイルス感染収束を見据えて、都市部からの旅行者を主要ターゲットとし、農山漁村地域における有力なコンテンツである「自然体験」に、「食」、「泊」などを組み合わせることで滞在型観光を促進するとともに、ターゲットのニーズに沿った体験ツアーの開発を進める必要があります。

当該業務委託では、県内各地の「自然体験」や「食」、「泊」を組み合わせた体験ツアーを開発し、モニターを招聘して評価していただき、その結果を事業者等へフィードバックすることで、市町を越えた連携等による受け入れ体制の強化や自然体験プログラム等のブラッシュアップを行い、農山漁村地域への誘客の拡大につなげます。

2 業務内容

○都市部在住者を対象とした評価型モニターツアーの実施（1件）

「自然体験」、「食」、「泊」を組み合わせた、滞在型観光の促進につながるツアーを開発し、モニターを招聘し評価を行い、その結果を事業者等にフィードバックする。

（1）対象地域等

対象地域：多気町及びその周辺市町。周遊がテーマなので、少なくとも2以上の市町にまたがるよう対象地域を設定すること。

訪問場所：対象地域内の「自然体験」や「食」の施設等。

宿泊場所：一泊はVISON（多気町）、もう一泊は対象地域内の農林漁業体験民宿等（多気町以外）を想定。（2泊3日で周遊）

その他：訪問場所及び宿泊場所は、「三重まるごと自然体験ネットワーク会員」（※）等の中から選定することを想定。詳細は、委託者と相談。

※三重県内の自然をフィールドとして活用し、自然体験活動に取り組んでいる団体やグループ、農林水産事業者等の会員で構成されたネットワーク組織。三重を自然体験の聖地にしていくため、会員同士や企業等との交流会や、各種研修会などを実施。会員数は、206団体（R3.9.21時点）。

（2）業務内容

- ①「自然体験」、「食」、「泊」を組み合わせた、滞在型観光の促進につながるツアーの開発（ターゲットは、都市部（名古屋市を想定）在住者）
- ②訪問先との連絡調整・利用料の支払い
- ③旅行傷害保険への加入手続き

- ④モニターツアーの実施、当日の添乗（12月中旬頃を想定）
- ⑤モニターツアー参加者の評価、意見等の集約
- ⑥訪問先等へ評価のフィードバック（12月下旬または1月中旬頃を想定）
評価型モニターツアーの実施で得られた評価及び検証結果を、各訪問先事業者や対象地域の農泊協議会等の関係者にフィードバックし、滞在型観光を促進するための体制整備や、「自然体験」、「食」、「泊」それぞれのコンテンツのブラッシュアップにつながるアドバイスを実施する。（関係事業者を一堂に集めた座談会形式を想定）

(3) 招聘者

ターゲットのニーズを熟知し、プロ目線で評価することが可能な者（6名）

(4) 評価方法等

- ・20代（若者）、30代～40代（子育て世代）、50代～60代（子育てが落ち着き、経済的余裕のある世代）の3区分について評価を行う。
- ・評価方法は、開発したツアーにおいて、ターゲットの各区分毎に仮説を立て、それに対して検証を行うこと。
- ・また、各訪問先に対しては、下記の6項目等についてターゲットの各区分毎に評価を実施し、分析を行うこと。その結果、ターゲットに地域を周遊してもらうための今後の課題や、各訪問先の自然体験プログラム等のブラッシュアップにつながる内容について洗い出すこと。

- ①価格設定
- ②アクセス
- ③周辺環境
- ④体験内容、所要時間
- ⑤接客内容
- ⑥施設内容

3 業務完了後の提出書類

業務完了後、委託期間内に、本業務の実施内容、成果、本業務における課題及び今後の展開に対する提案、その他必要と考えられる事項が含まれた業務実施報告書を作成し、県に提出すること。

4 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託期間内においては月1回以上、三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- (4) モニターツアー開催の際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響等の社会情勢により、予定していた業務の履行が困難である場合は、発注者と協議のうえ、変更契約を行うものとする。
- (6) 業務におけるプロモーション活動については、デジタル技術の活用を検討すること。

5 委託期間

契約の日から令和4年3月23日（水）まで